

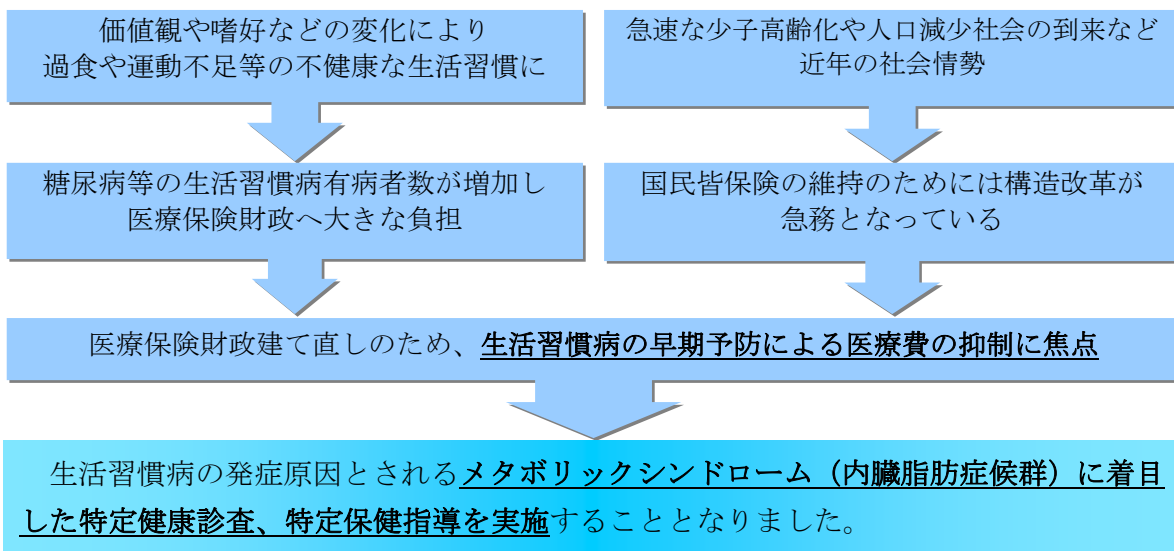
鋸南町特定健康診査等実施計画

概要版

鋸南町国民健康保険では、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的に、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診等実施計画を策定しました。計画期間は平成20年度から平成24年度の5年間で、健診受診率の向上や、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群の減少をめざします。

序章 計画策定にあたって

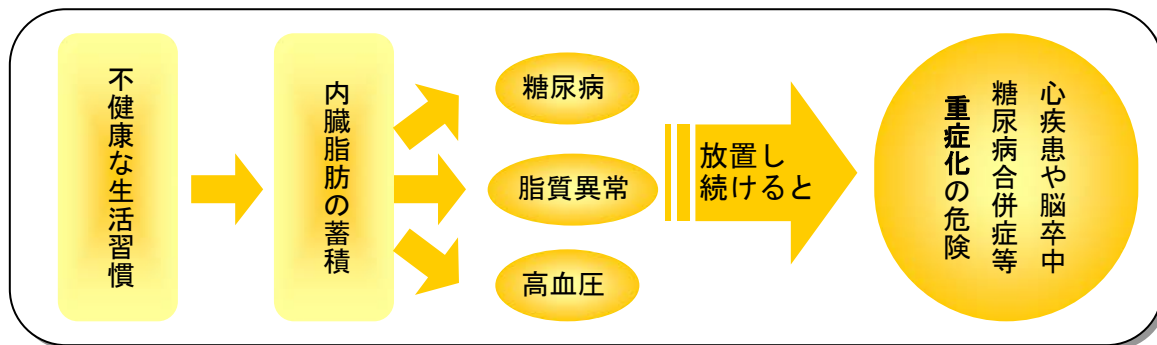
○背景及び主旨



○計画の対象となる生活習慣病

メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積がもとで糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病のリスクが積み重なり、ひいては心疾患や脳卒中などの疾患になる危険性が高まった状態のこと。



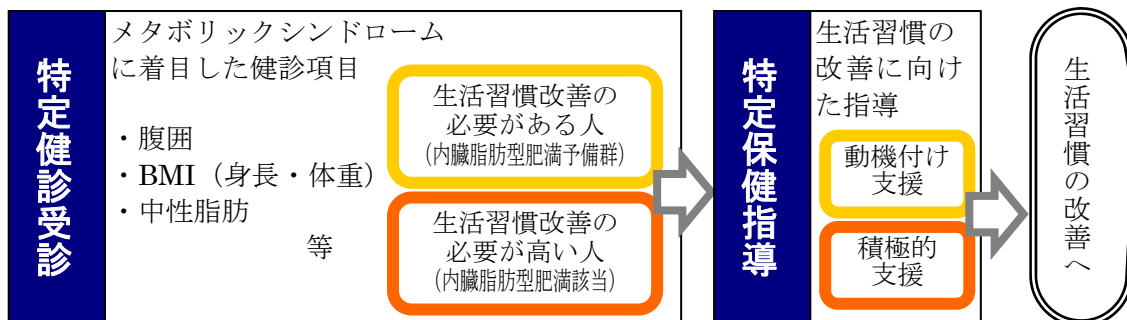
○メタボリックシンドロームに着目する意義

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧等の上昇をもたらすとともに、さまざまな形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができます。そのため、健診受診者にとって生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになると考えられます。

○特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった方に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、脂質異常症、糖尿病、肝臓病などの個別の疾患を中心とした保健指導を行ってきました。

これからの特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を必要とする方を抽出する健診となります。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、保健指導は行動変容につながるように行っていきます。



○計画の性格

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律 第18条 特定健康診査等基本指針」に基づき、鋸南町国民健康保険が策定する計画です。

○計画の期間

この計画は5年を1期とし、第1期は平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行います。

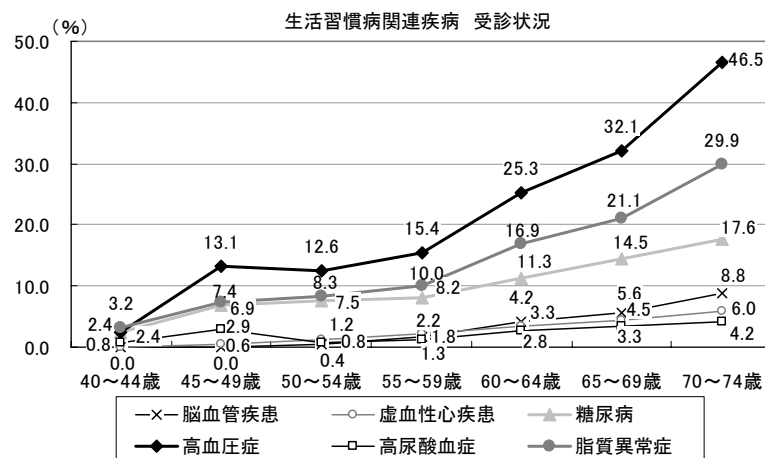
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
策定	第一期計画					
					見直し	次期計画

第1章 鋸南町の現状

○生活習慣病の状況

40～74 歳の国民健康保険被保険者の方が、平成 19 年 1 月の 1 ヶ月間の間に医療機関に受診した割合は、右図の通りです。

どの疾病でも、55～59 歳まではほぼ横ばい状態であるのに対し、60～64 歳以降受診率が上昇しており、50 代の時点でいかに発生を防ぐかが重要となってきます。



第2章 計画の対象者及び達成しようとする目標

○計画の対象者

特定健康診査の対象者は、40～74 歳の鋸南町の国保被保険者であり（実施年度に 40 歳となる者を含む）、当該実施年度の前年度末に国保被保険者であった者です。ただし、妊産婦、刑務所入所者、海外在住者、長期入院者等は国の除外規定に基づき対象外とされます。

○目標値の設定

今回、第 1 期の目標として特定健康診査受診率を 65%、特定保健指導実施率を 45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の 10%減少（平成 20 年度に比較して）を、平成 24 年度までに達成することを目標とします。

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、鋸南町国民健康保険における目標値（第 1 期）を以下のとおり設定します。

■目標値（第 1 期）

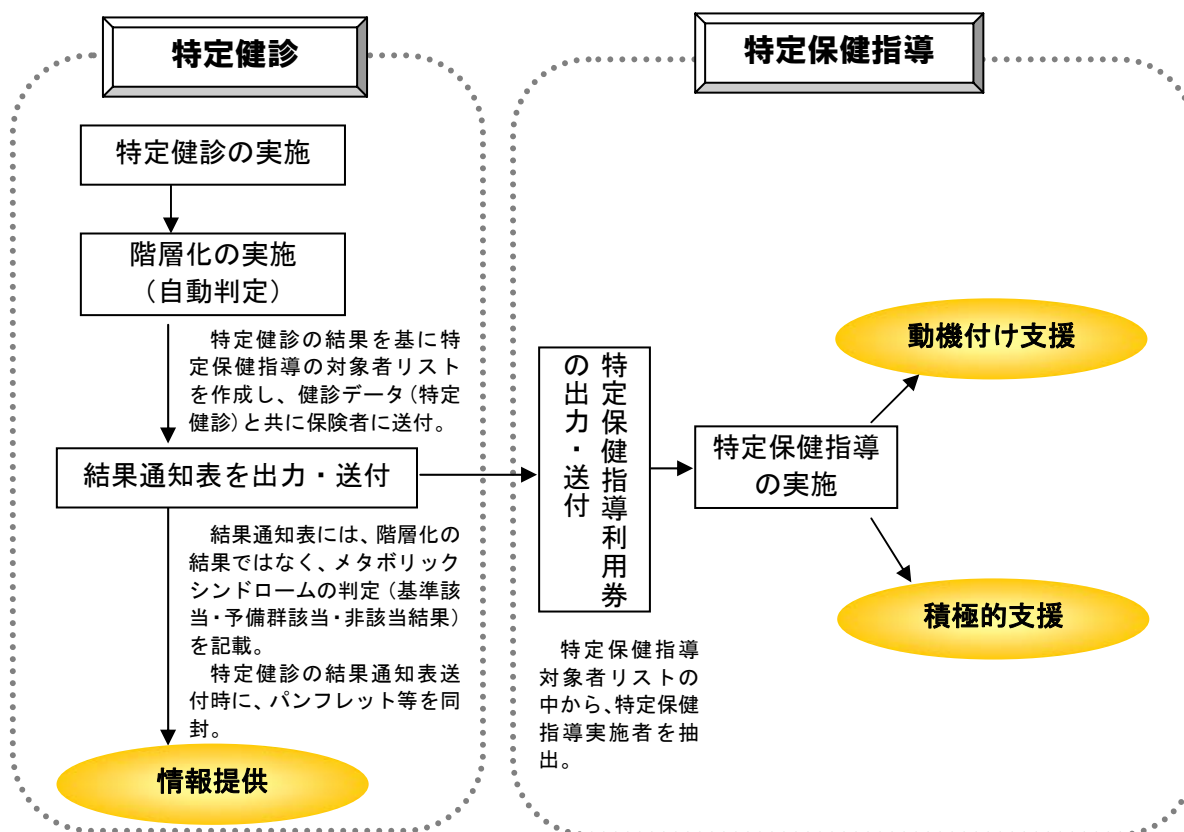
単位：%

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定健診	40.0	52.5	58.8	61.9	65.0
特定保健指導	20.0	26.3	32.5	38.8	45.0
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	平成 20 年度の実績をもとに設定				10%減

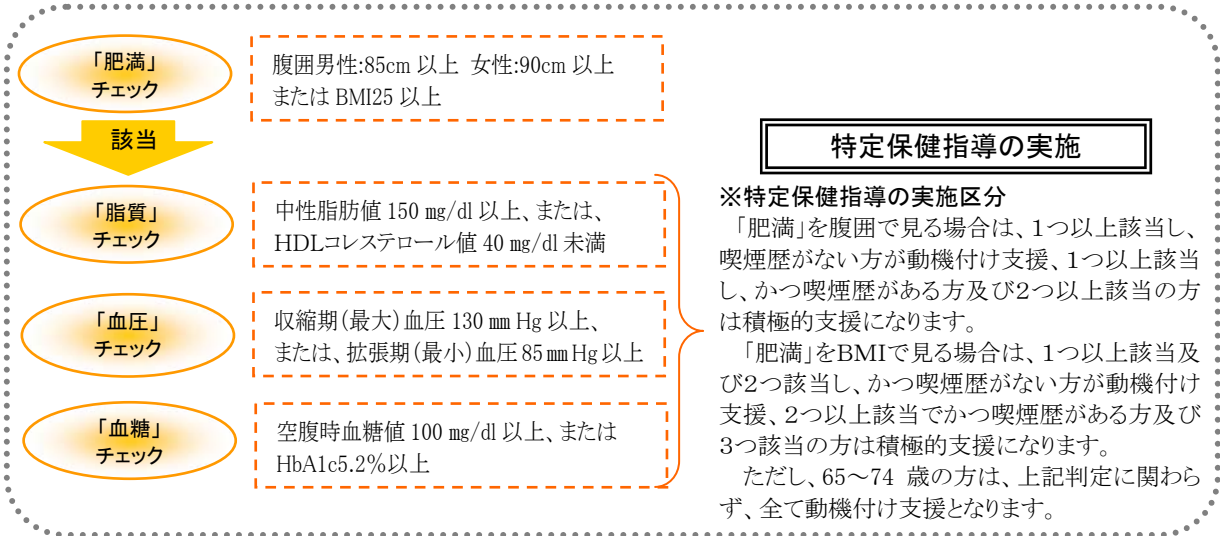
第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施

	特定健康診査		特定保健指導
	集団検診	施設検診	
実施場所	鋸南町福祉総合センター「すこやか」、鋸南町役場、その他の公共施設	実施予定	鋸南町福祉総合センター「すこやか」等
実施時期	年1回、10月予定	12～2月を予定	健診後、半年間
周知案内	受診券を発行	集団検診未受診者に対し案内の発送を予定	利用券を発行

■ 特定健診から特定保健指導への流れ



■階層化の手順



第4章 個人情報保護に関する項目

医療保険者は、健診・保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドラインや鋸南町個人情報保護条例を踏まえた対応を行います。

第5章 計画の公表・周知

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条 3 「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、町広報及びホームページに掲載します。

第6章 計画の評価及び見直し

評価は、「特定健診・特定保健指導」の成果について評価を行うことであり、該当者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移等で評価されるものです。

その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていきます。

第7章 その他

介護保険法で実施している生活機能評価については、別途実施することとします。

また、各種健康増進事業として、鋸南町の全町民を対象とした一般保健指導については、保健福祉課健康推進室が主体となって行っていきます。